

3 学年の特別奨学生制度について

■特別奨学生制度について

3 学年の特別奨学生制度について以下のように定める。

内容	採用条件
奨学金として 10 万円を支給する。	以下の基準を満たした場合、人物、学習態度等を総合的に審査した上で、5 名程度が特別奨学生に認定される。

■基準

成績、出欠の基準は以下のように定める。成績基準に関しては、模試成績、定期考査のすべての基準を満たすことが必要である。

模擬試験 定期考査 成績	<p>■模試成績</p> <p>①進研模試 7 月, 11 月, 1 月 3 回の全国偏差値の平均値 (理社は 11 月, 1 月の 2 回) 国公立型 「国数英総合」が 75 以上 かつ 「理科平均」が 75 以上または「歴公平均」が 80 以上 私文型 「2 教科国英」が 77.5 以上 かつ 「社会」が 80 以上</p> <p>②駿台模試 第 1 回、第 2 回の 2 回の全国偏差値の平均 国公立型 「英数国」が 62.5 以上 私文型 「英国」が 65 以上</p> <p>③河合塾全統模試 5 月, 9 月 2 回の全国偏差値の平均値 私文型 「文系」が 72.5 以上</p> <p>①～③のいずれか 2 つを満たすこと。</p> <p>■定期考査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年次の 5 教科の評定平均が 4.8 以上であること。 ・ 赤点課題の対象となることがない。
出欠等状況	欠席 10 日以内かつ遅刻 5 回以下である。 ※長期の通院や入院等によるやむを得ない理由により超えた場合は、審査の上可否を学校側が決定する。

■特別奨学生の認定の通達時期

3 月の学年末考査後に、該当の生徒に通達を行う。特別奨学生の認定は、校長面談を経て正式な決定となる。